

4 アルバイト等の制限

私企業からの隔離（国家公務員法第 103 条第 1 項）

職員は、営利を目的とする私企業（以下営利企業という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

国家公務員法第 103 条第 1 項において、営利企業の役員兼業、又は商店、不動産賃貸等を行うことは、原則として禁止されています。

ただし、国家公務員法第 103 条第 2 項及び人事院規則 14 - 8（営利企業の役員等との兼業）により、職員は、所轄庁の長等の承認があった場合は、マンション・アパートや土地の賃貸などを行うことができるとされています。

なお、承認を得るには、入居者の募集や賃貸料の集金、不動産の維持管理等の管理業務を事業者に委ねることなどにより、職務遂行に支障が生じないようにする必要があります。

他の事業又は事務の関与制限（国家公務員法第 104 条）

内閣総理大臣及び所轄庁の長の許可がない限り兼業してはならない。

国家公務員法第 104 条は、内閣総理大臣及び所轄庁の長の許可がない限り、職員が報酬を得て、第 103 条の兼業以外のあらゆる事業又は事務に従事する兼業（アルバイト等を含む）を行うことを禁止しています。